

大船渡市水害ハザードマップ作成業務 企画提案募集要領

大船渡市総務部危機防災対策課
令和8年6月

「大船渡市水害ハザードマップ作成業務」企画提案募集要領

この「募集要領」は、大船渡市（以下「市」という。）が実施する「大船渡市水害ハザードマップ作成業務」（以下「本業務」という。）に係る契約候補者の選定に関し、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する業務の仕様等について明らかにし、企画提案に参加する者の提案に具体的な指針を示すものである。

1 本業務の目的

本業務は、安心して住み続けることができるまちづくりの実現に向け、岩手県が令和6年2月に指定した浦浜川の洪水浸水想定区域並びに令和8年3月に指定した船河原川、須崎川、中井川、立根川、後の入川、合足川、甫嶺川、泊川及び吉浜川の洪水浸水想定区域や、土砂災害警戒区域等を踏まえ、避難ルートや避難所の検討を行う。

あわせて、住民参加によるワークショップを実施し、地域の実情や住民の意見を反映させながら、総合的な防災・減災体制の構築を図るものとする。

これらの検討結果を踏まえ、実効性のある水害ハザードマップを作成することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から守り、もって住民生活の安全を確保することを目的とする。

本業務の実施に当たっては、防災や減災等に係るノウハウを有し、かつ、類似の実績等がある事業者から提案された企画等を一定の基準で評価する「公募型プロポーザル方式」で契約候補者を選定する。

2 業務概要

- (1) 業務名
大船渡市水害ハザードマップ作成業務
- (2) 内容
別添「企画提案仕様書」のとおり
- (3) 履行期間
契約締結日の翌日から令和9年3月12日（金）まで
- (4) 予算額（上限額）
17,730,000円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額含む。）

3 参加資格

企画提案に参加できる者は、以下の条件を全て満たす者とする。

- (1) 岩手県内に本店・支店・営業所等を有する者であること。
- (2) 本業務の内容と同種又は類似する業務を行った実績を有していること。
- (3) 租税公課の滞納がないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続き開始の申立て中、又は再生手続中でないこと。
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続き開始の申立て中、又は再生手続中でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する団体等と関わりがないこと。

4 提案手続

	内容	日程
①	募集要項等の公表（HP 上）	令和 8 年 6 月 2 日（火）
②	質問の受付	令和 8 年 6 月 10 日（水）正午
③	参加申込書の提出期限	令和 8 年 6 月 10 日（水）午後 5 時
④	企画提案書の提出期限	令和 8 年 6 月 23 日（火）午後 5 時
⑤	書類審査及び契約相手候補の決定	令和 8 年 7 月 9 日（木）（予定）
⑥	結果通知	令和 8 年 7 月中旬（予定）

(1) 提案募集の期間

■期 間 令和 8 年 6 月 2 日（火）から 6 月 23 日（火）午後 5 時まで

(2) 質問の受付

本企画提案募集では説明会を実施しないため、本募集要領及び仕様書等の内容について不明な点が生じた場合は、次のとおり対応する。

■期 限 令和 8 年 6 月 10 日（水）正午まで

■方 法 質問書【様式 1】により電子メールで受け付ける。

■連絡先 E-mail: ofu_bousai@city.ofunato.iwate.jp

■回 答 回答については、随時、市ホームページ上に公開する。

(3) 参加申込書の提出

■期 限 令和 8 年 6 月 10 日（水）午後 5 時 必着（持参又は郵送）

■提出物 ア 参加申込書【様式 2】

イ 参加申込者の概要がわかる資料（パンフレット可）

ウ 過去に受託した同種又は類似業務の経歴がわかる資料

■部 数 各 1 部

■提出先 〒022-8501

岩手県大船渡市盛町字宇津野沢 15 番地

大船渡市総務部危機防災対策課 あて

《参加申込書提出に係る留意点》

- ・参加申込後に提案を辞退する場合は、辞退届【様式 3】を提出すること。
なお、提案を辞退した場合においても、市に係る他の案件での入札には一切影響がない。
- ・1 事業者当たり、提案は 1 件とする。

(4) 企画提案書の提出

■期限 令和8年6月23日(火)午後5時 必着(持参又は郵送)

- 提出物
- ア 企画提案書【様式4】
 - イ 事業者の概要【様式5】
 - ウ 執行体制図(任意様式)
 - エ 業務実施方針(任意様式、5ページ以内)
 - ・業務内容に関する提案内容(住民ワークショップ実施方法、住民にとって見やすく分かりやすいハザードマップ作成案等)
 - オ 業務実施計画(任意様式、2ページ以内)
 - ・実施手順(手順フロー)
 - ・実施工程(作業項目、担当、日程等工程フロー)
 - カ 見積書(任意様式)
 - ・内訳書を添付すること。
 - キ 応募資格に係る申立書【様式6】
 - ク 定款
 - ケ 財務状況のわかる直近の書類
 - コ 租税公課を滞納していないことがわかる直近の公的証明書類(租税公課の納税証明書等)
 - サ その他、提案企画の説明に必要な資料

■企画提案書の形式

- ア 用紙サイズは、A4版とする。
- イ 提出部数は、6部とする。

■提出先 上記参加申込書提出先と同じ

■その他 提出された企画提案書等は、当該審査以外に無断で使用することはない。

(5) 書類審査及び契約候補者の決定

提出された書類について、企画提案選考委員会において内容を精査し、契約候補者を選定する。なお、最得多点数の提案が複数あった場合は、見積金額の低い者を選定する。

なお、提案者には、企画提案選考委員会においてプレゼンテーションによる内容説明を求める。その日時、場所等は別途指定する。

《審査基準》

No.	審査項目	審査内容・視点	配点
1	実施方針	業務内容への理解度、提案内容の的確性、独創性が認められるか	30点
2	実施計画	実施手順・工程が具体的かつ妥当であり、履行期間内に確実な実施が見込めるか	20点

3	業務遂行能力	組織体制・執行体制が適切であり、類似業務実績等から確実な遂行が期待できるか	20点
4	見積書	見積金額が適正であり、業務実施計画との整合性が取れているか	20点
5	付加価値・その他提案	住民の理解促進や避難行動につながる工夫、ワークショップ運営の創意工夫、ハザードマップの見やすさ・分かりやすさ向上、成果物の将来的な利活用を見据えた提案があるか	10点
	合計		100点

(6) 結果通知

■日 程 令和8年7月中旬(予定)

■方 法 電子メールにて通知する。

※審査経過に関する質問等は、一切受け付けない。

5 契約

(1) 契約手続

- ① 市と受託者は、大船渡市財務規則（平成11年大船渡市規則第17号、以下「財務規則」という。）に定める随意契約の手続により、改めて見積を行い、契約を締結する。
- ② 本業務の業務委託仕様書は、契約候補者が提出した企画提案書等をもとに作成するが、本業務の目標達成のために必要と認められる場合には、市と契約候補者との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成することがある。

(2) 契約保証金

受託者は、契約保証金として契約額の100分の5の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、財務規則第131条各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

(3) 委託事業費

本業務の遂行に必要な経費で、市予算の範囲内の額とする。

(4) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、市の承認を得た上で業務の一部を第三者に委託することができる。

(5) 個人情報保護

受託者が本業務を行うに当たって個人情報を取扱う場合には、大船渡市個人情報の保護に関する法律に基づき、その取扱いに十分留意し、漏洩、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めなければならない。

6 その他

- (1) 以下のいずれかの事項に該当する場合には、失格又は無効とする。
 - ・提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
 - ・資格要件を満たさない者又は委託候補者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなった者の場合
 - ・提出した書類に虚偽の内容が記載されている場合
 - ・民法（明治29年法律第89条）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案の場合
 - ・本募集要領に違反すると認められる場合
 - ・その他審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合
- (2) 企画提案書提出後、関連する事項について、市職員が聞き取りを行う場合がある。
- (3) 提出期限後の提出書類の変更、差替又は再提出は、字句修正等、軽微な変更を除き認めない。
- (4) 企画提案書等の作成に要する経費については、参加者の負担とする。
- (5) 提出された企画提案書等については、返却しない。

7 問い合わせ先

〒022-8501 岩手県大船渡市盛町字宇津野沢 15 番地

大船渡市総務部危機防災対策課 鈴木

T E L : 0192-27-3111（内線 294）

F A X : 0192-26-4477

E-mail: ofu_bousai@city.ofunato.iwate.jp